

○花巻市有害獣対策事業補助金交付要綱

平成18年 1 月 1 日告示第90号

改正

平成28年 3 月30日告示第85号

令和 4 年 3 月22日告示第58号

花巻市有害獣対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、有害獣による農産物及び林産物への被害及び人身への危害（以下「被害」という。）の防止を図るため、電気柵の設置を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において「有害獣」とは、農産物若しくは林産物に被害を加え、又は人身に危害を与える熊、鹿その他の動物をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

**第 3 条** 市長は、市内に住所を有するもので現に有害獣による被害を受けているもの又は有害獣による被害を受けるおそれがあると市長が認めたものに対し、補助金を交付するものとする。ただし、同一年度内における補助対象者への補助は 1 回限りとする。

2 交付の対象、補助対象経費、補助率及び上限は、次のとおりとする。

交付の対象	補助対象経費	補助率
農地が隣接する 3 戸以上の組織（農業者 1 人以上を含むこと。）	電気柵の設置に要する経費	4 分の 3 以内
上記以外のもの		3 分の 2 以内

(完了届)

**第 4 条** 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに有害獣対策事業完了届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

**第5条** 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の花巻市有害獣対策事業補助金交付要綱(平成16年花巻市告示第118号)又は石鳥谷町鳥獣保護対策事業実施要領(平成13年石鳥谷町要領)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成28年3月30日告示第85号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月22日告示第58号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**別表** (第5条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第3条の規定による書類	有害獣対策事業補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 その他市長が定める書類			
規則第11条第1項の規定による書類	有害獣対策事業変更(中止・廃止)承認申請書	第3号	1部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から10日以内
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 その他市長が定める書類			
規則第12条第1項の規定による書類	有害獣対策事業補助金交付請求書	第4号	1部	別に定める。
	1 事業実績書	第2号	1部	

	2	有害獣対策事業完了届	第5号	1部	
	3	その他市長が定める書類			